



輸入食品の安全性確保の取組み

～平成29年度輸入食品監視指導計画（案）について～

生活衛生・食品安全部
輸入食品安全対策室

1



1. 食の安全に関する枠組み

2

食品の安全への取組(リスク分析)

リスク分析

○ リスク分析とは、国民の健康の保護を目的として、国民やある集団が危害にさらされる可能性がある場合、事故の後始末ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にするためのプロセス

リスク評価

食品安全委員会

・リスク評価の実施
健康に悪影響を及ぼすおそれのある物質が食品に含まれている場合に、どのくらいの確率でどの程度の悪影響があるのか評価

食品安全基本法

リスク管理

厚生労働省

・食品中の含有量について基準を設定
・基準が守られているかの監視

食品衛生法等

農林水産省

・農薬の使用基準の設定
・えさや肥料中の含有量について基準を設定
・動物用医薬品等の規制 など

農薬取締法 飼料安全法 等

消費者庁

・食品の表示について基準を設定
・表示基準が守られているかの監視

食品衛生法 健康増進法 JAS法 等

リスクコミュニケーション

- ・食品の安全性に関する情報の公開
- ・消費者等の関係者が意見を表明する機会の確保

消費者庁が
総合調整

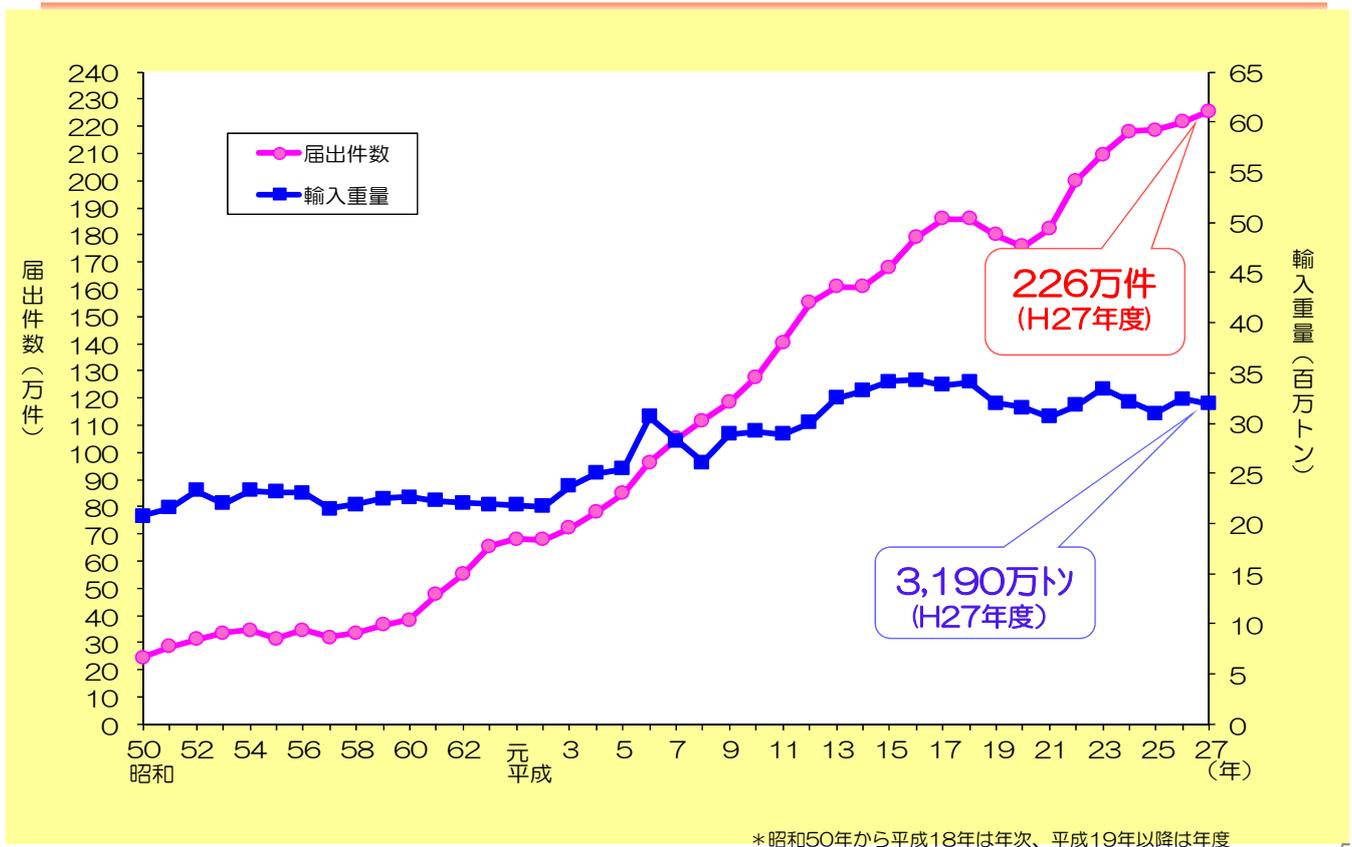


厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

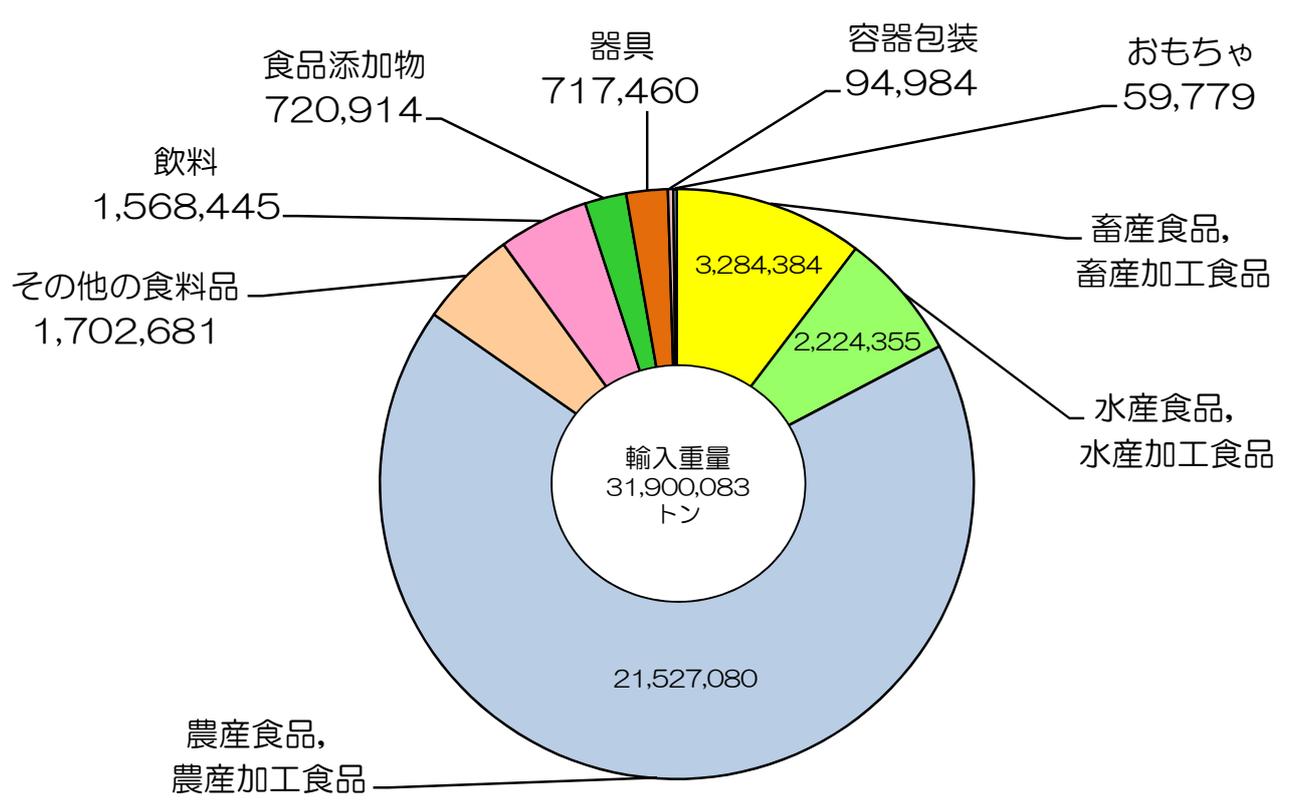
2. 輸入食品の現状

食品等の輸入届出件数・重量推移



食品等の輸入の状況 (平成27年度)

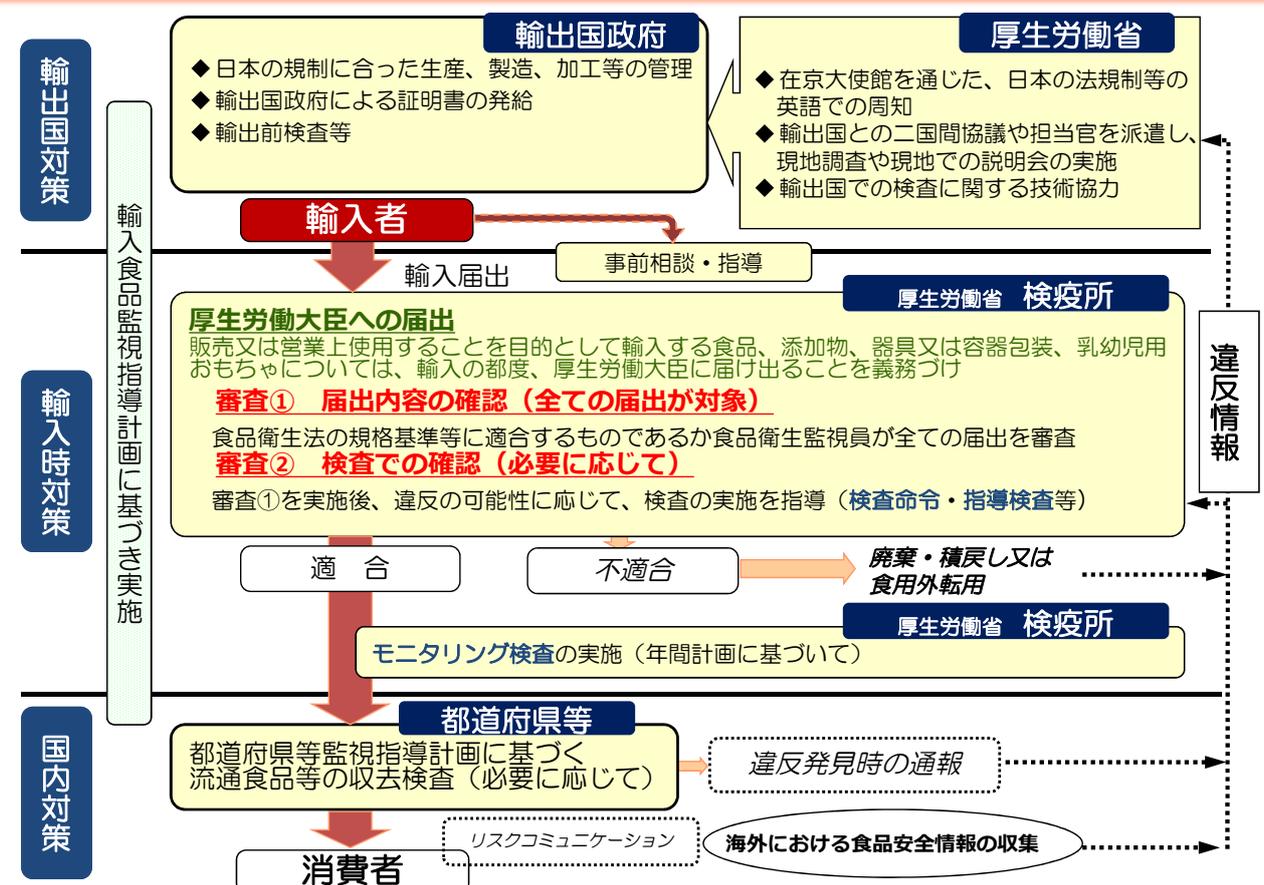
※輸入重量ベース





3. 輸入食品の対策

監視体制の概要





3-1. 輸出国対策

9

輸出国における衛生対策の推進

❖ 我が国の食品衛生規制の周知

- 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
- 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
- 在京大使館、輸入者等への情報提供
- 輸出国の政府担当者及び食品事業者を対象とした説明会の開催

❖ 二国間協議、現地調査等

- 輸入時に検査命令が実施されている食品等、法違反の可能性が高い食品等について、二国間協議を通じた違反原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立の要請
- 主要な輸出国における衛生対策に関する計画的な情報収集及び現地調査の実施

❖ 輸出国への技術協力

- 残留農薬、カビ毒等の試験検査技術の向上など、輸出国における監視体制の強化に資する技術協力の実施

10

輸出国との二国間協議・現地調査

(平成27年度抜粋)

対象国	品目	調査目的・協議内容	実施時期
オーストラリア	二枚貝	麻痺性貝毒に係る衛生管理対策の検証のための現地調査	平成27年5月
ノルウェー	牛肉	対日輸出プログラムの実施準備状況についての現地調査	平成27年10月
米国	牛肉	BSE対策に係る対日輸出認定施設の現地調査	平成27年12月
フィリピン	マンゴー	残留農薬管理対策の検証のための現地調査	平成28年2月

11

輸出国調査の実施概要（フランス）

フランスにおける対日輸出食品の制度調査	
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> 一般食品法総合原則（Regulation (EC) No. 178/2002） 一般食品衛生規則（Regulation (EC) No. 852/2004） 動物起源食品特別衛生規則（Regulation (EC) No. 853/2004） 動物起源食品特別公的統率規則（Regulation (EC) No. 854/2004） 公的統制規則（Regulation (EC) No. 882/2004） 食品飼料の微生物基準（Regulation (EC) No. 2073/2005）
調査対象	フランス農業・農産加工業・林業省食品総局 フランス食品環境労働衛生安全庁
概要	フランスにおける食品衛生規制について、フランス農業・農産加工業・林業省担当者より説明を受け、意見交換を行った。 また、食肉加工施設及びチーズ製造施設のリステリア・モノサイトゲネスの管理状況等について現地調査を実施した。

12

輸出国調査の実施概要（インドネシア）

インドネシアにおける対日輸出食品の制度調査	
関係法令	<ul style="list-style-type: none">• インドネシア共和国食料法（NO.7/1996）• 改正インドネシア共和国食料法（NO.18/2012）• Fisheries Law No.31/2004 amendment No. 45/2009• 水産物の品質と食品安全に関する法律（NO. PER 01/MEN/2007 amendment PER.19/MEN/2010） 等
調査対象	海洋水産省 国家医薬品食品監督庁（NADFC）
概要	<p>インドネシアにおける食品衛生規制について、インドネシア政府海洋水産省、国家医薬品食品監督庁担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者並びに食品業者を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、まぐろ加工施設及び鶏肉加工施設の管理状況等について現地調査を実施した。</p>

13



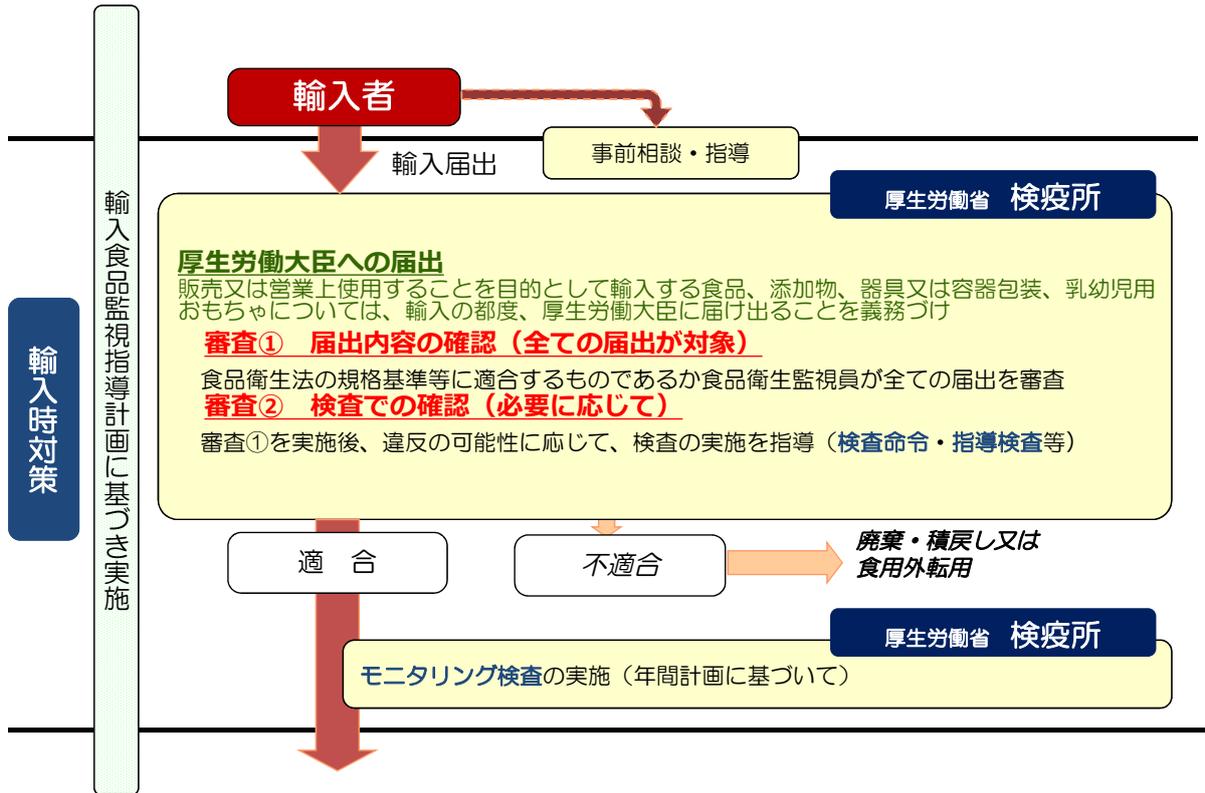
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

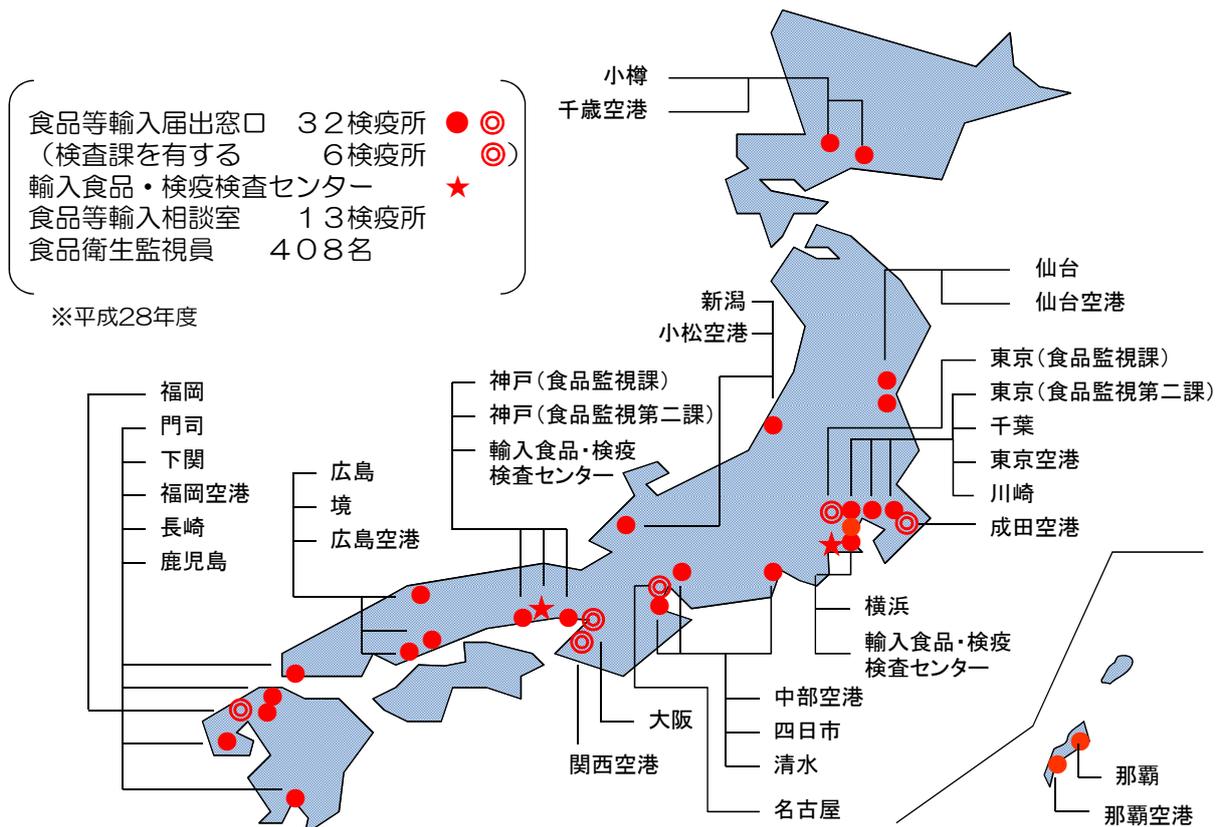
3-2. 輸入時対策

14

監視体制の概要



食品等輸入届出窓口配置状況



輸入時における検査制度

❖ モニタリング検査

- ◆ 検疫所において食品添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品等を検査するためにサンプルを取って行う検査
- ◆ 国が費用負担、検査結果の判明を待たずに輸入可能

※**行政検査**とは、モニタリング検査、初回輸入時及び違反貨物の現物確認等のために検疫所が実施する検査の総称をいう。

❖ 検査命令

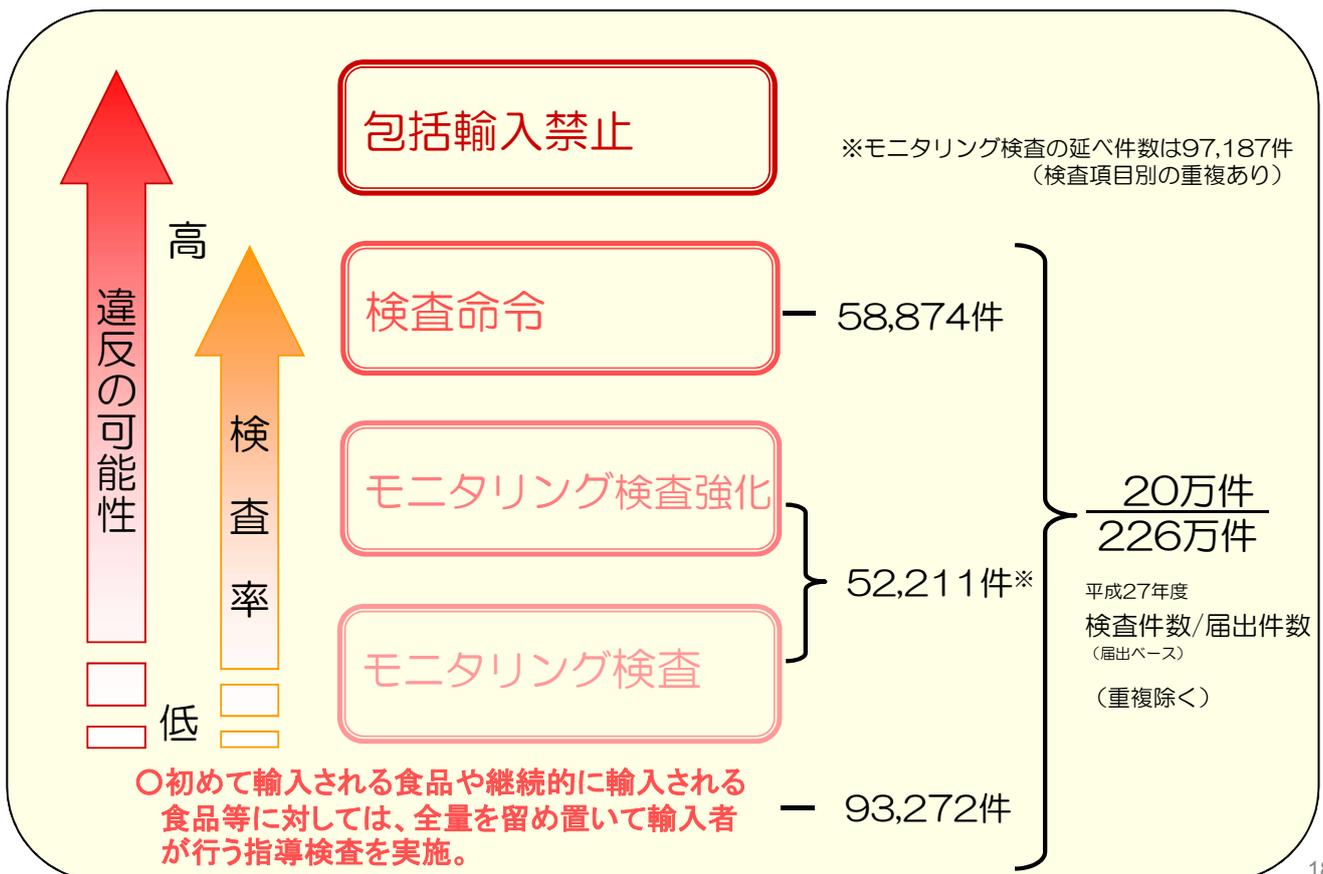
- ◆ モニタリング検査等の結果、食品衛生法違反の可能性が高いと判断された食品等について、輸入者に対し、輸入の都度、登録検査機関で実施を命じる検査
- ◆ 輸入者が費用負担、検査結果判明まで輸入不可

❖ 指導検査

- ◆ 細菌や添加物等の使用状況や同種の食品の違反情報等を参考として、検疫所が事業者責務の観点から、輸入者に対し、法に適合していることの確認のために実施するよう指導する検査
- ◆ 輸入者が費用負担、検査結果判明まで輸入不可

17

輸入時の検査体制の概要



18

厚生労働大臣による検査命令

[継続的に摂取することにより健康被害が発生する可能性がある場合] * 農薬、食品添加物など



[摂取により直ちに健康被害が発生する可能性がある場合] * 食中毒菌、発がん性のあるかび毒など

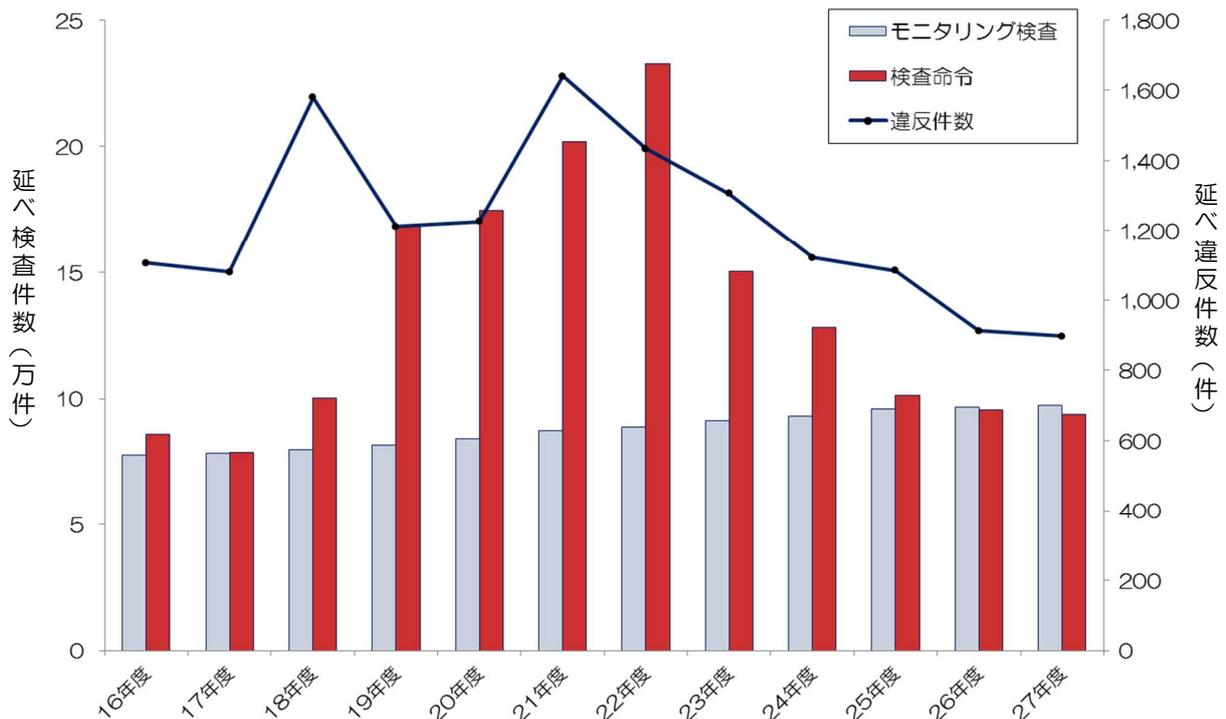


注：以下のことが確認された場合、検査命令を解除する。

- 輸出国の再発防止策の確立等、違反食品が輸出されることのないことが確認された場合
- 2年間違反事例がない場合
- 1年間300件違反事例がない場合

19

輸入時の検査・違反件数の推移



※ 1件の届出に対して複数の検査項目を実施している場合があるため延べ検査件数での推移とした。

20

平成27年度輸入食品監視指導の監視結果

- ❖ 届出・検査・違反状況
 - ◆ 届出件数 2,255,019件
 - ◆ 検査件数 195,667件（検査率8.7%）
（検査命令 58,874 件、モニタリング検査 52,211件、指導検査等93,272 件）
 - ◆ 違反件数 858件（届出件数の0.04%）
- ❖ モニタリング検査実施状況
 - ◆ 計画数延べ95,090件に対し、延べ97,187件実施（実施率約102%）
- ❖ モニタリング検査強化移行品目
 - ◆ 31カ国・1地域の59品目
- ❖ 検査命令移行品目
 - ◆ 7カ国・1地域の8品目
- ❖ 検査命令対象品目
 - ◆ 全輸出国17品目及び31カ国・1地域の69品目（平成28年3月31日現在）

21

海外からの問題発生情報等に基づく対応（平成27年度抜粋）

対象国	品目	内容	対応
フランス	ナチュラルチーズ	サルモネラ汚染のおそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等を行う措置を講じた
米国	清涼飲料	ガラス片混入のおそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等を行う措置を講じた
イタリア	オリーブ漬け物	硫酸銅不正使用のおそれ	イタリア産オリーブ漬け物の輸入届出がなされた場合、届出の製造者が捜査の対象であるか確認し、捜査の対象外であることが確認できない場合は、貨物の保留等を行う措置を講じた

22

海外情報等に基づき監視強化を行った主な事例

対象国	品目	内容	対応
米国	冷凍野菜及び冷凍果実	リステリア・モノサイトゲネス汚染のおそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等の指導を講じた
米国	オゴノリ	サルモネラ属菌汚染のおそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等の指導を講じた

主な食品衛生法違反内容（平成27年度）

違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売等を禁止される食品及び添加物	244	27.2	アーモンド、乾燥いちじく、くるみ、ケツメイシ、とうもろこし等のアフラトキシンの付着、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、ナチュラルチーズからの腸管出血性大腸菌の検出、生食用まぐろからのサルモネラ菌の検出、ひらめからのクドア・セブテンブクタータの検出、食塩の輸送時における食用外油の付着、米、小麦、菜種、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
9	病肉等の販売等の禁止	1	0.1	衛生証明書の不添付
10	添加物等の販売等の制限	44	4.9	指定外添加物（TBHQ、アゾルビン、オレンジII、キノリンイエロー、サイクラミン酸、パテントブルーV、パラオキシ安息香酸メチル、ファーストレッドE、プリリアントブラックBN、ヨウ素化塩、ヨウ素酸カリウム、一酸化炭素）の使用
11	食品又は添加物の基準及び規格	569	63.4	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反（農薬の残留基準超過）、水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（二酸化硫黄、ソルビン酸、安息香酸等）、添加物の成分規格違反、放射性物質の検出等
18	器具又は容器包装の基準及び規格	38	4.2	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
62	おもちゃ等についての準用規定	1	0.1	おもちゃ又はその原材料の規格違反
計		897 (延数) 858 (実数)		

年度別輸入食品相談指導室における輸入相談実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
輸入相談実施件数	15,122	13,962	12,492	11,826	13,086
品目別輸入相談件数	27,334	27,825	23,903	24,360	24,377
品目別違反該当件数	354	372	354	257	364

※輸入食品相談指導室は、小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、
関西空港、神戸、広島、福岡、那覇の各検疫所に設置（13カ所）

※当該数値は、輸入食品相談指導室において、輸入に先立ち実施された事前相談のみを計上

25



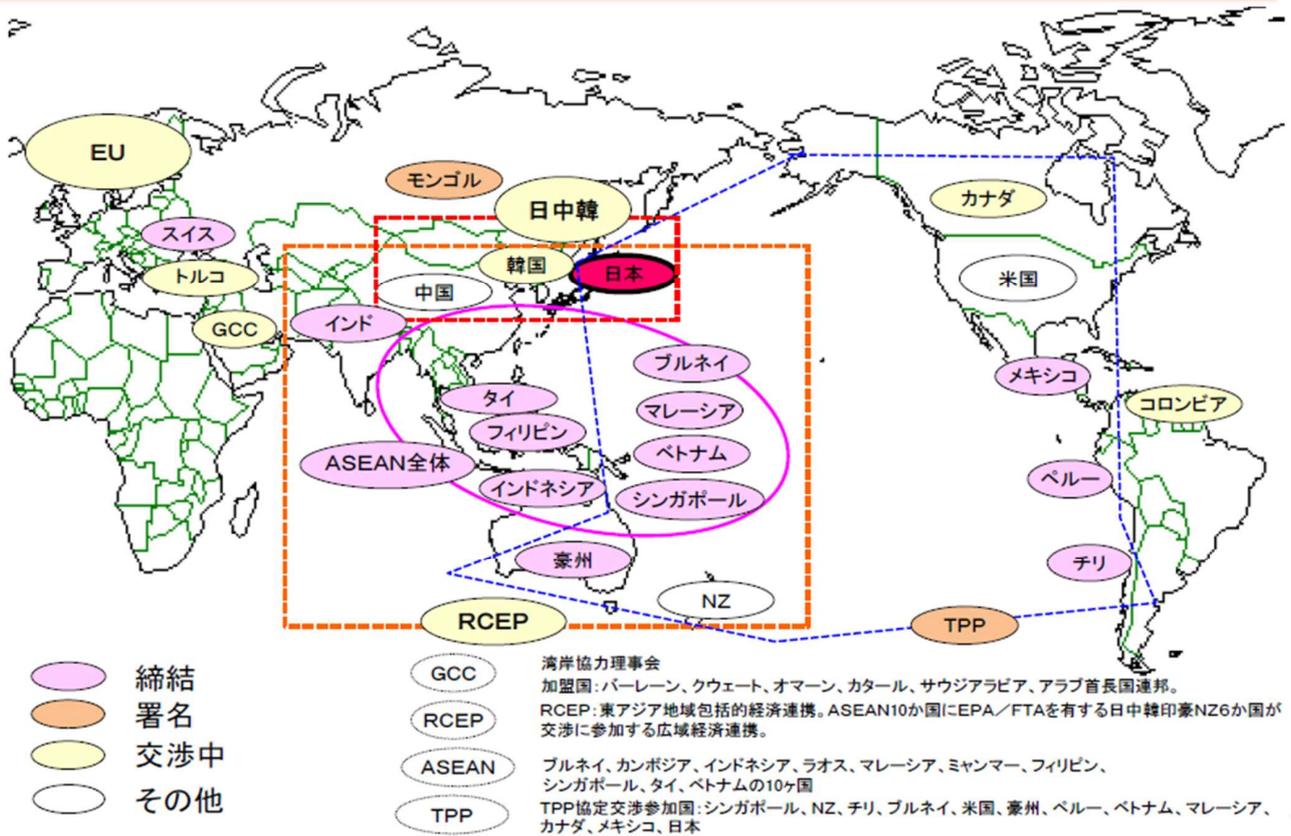
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

4. 平成29年度輸入食品監視指導 計画（案）について

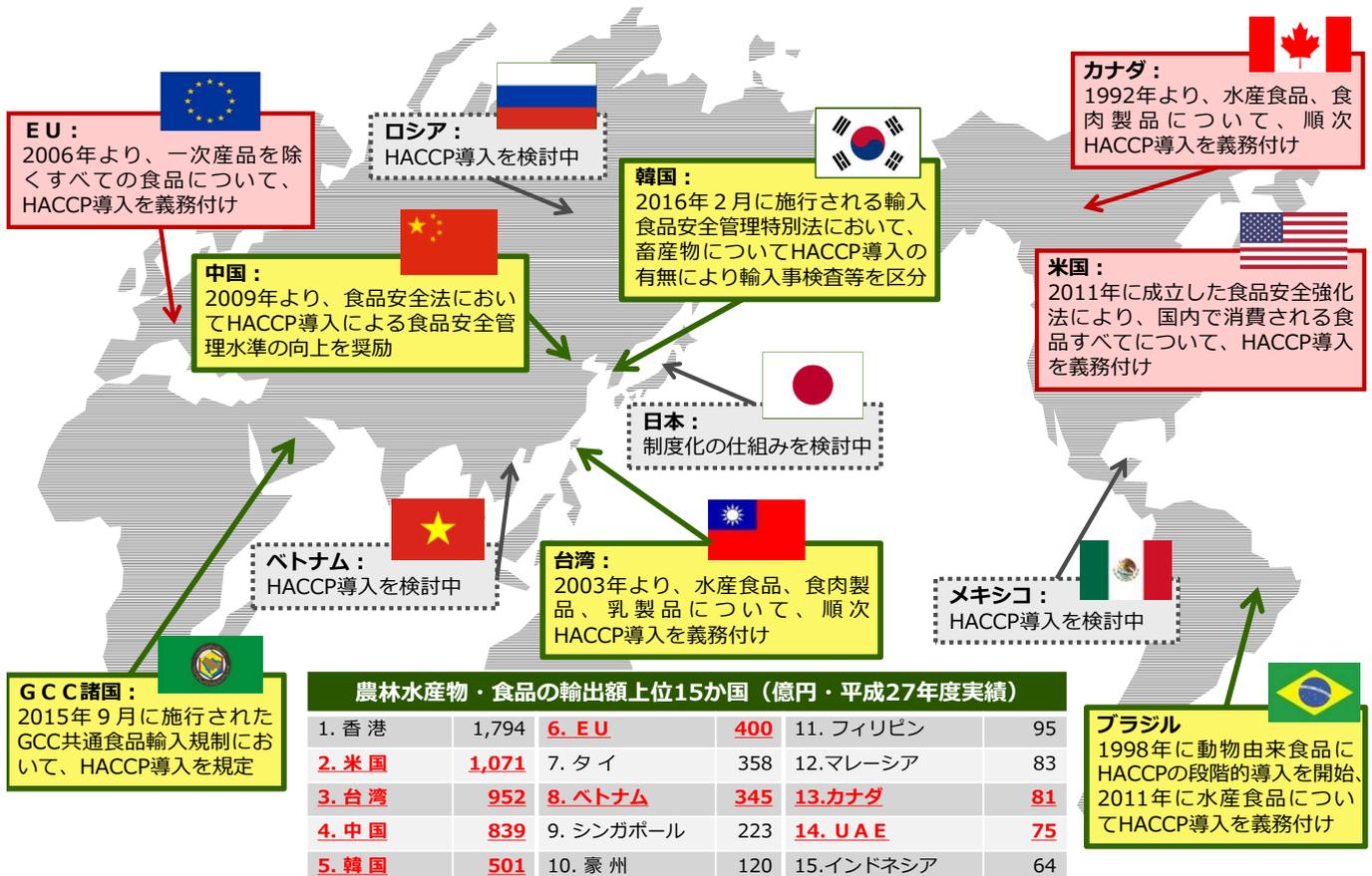
26

経済連携協定やTPPの対応状況



※農林水産省HPより引用（平成28年2月現在）

海外におけるHACCP導入の動き



平成29年度輸入食品監視指導計画（案）について①

輸入時の監視指導のポイント

- ① 輸入届出による輸入食品等の食品衛生法への適合性確認
- ② モニタリング検査体制の強化
 - ・ 冷凍加工食品等の成分規格に係る検査を重点的に実施
 - ・ 病原微生物に係る検査を重点的に実施
 - ・ 肥育ホルモン剤等に係る検査体制の整備を図り重点的に実施
 - ・ ポジティブリスト制度による残留農薬等の検査を重点的に実施
 - ・ 従来よりも検査結果の判明を短縮できる試験法の導入を検討
 - ・ モニタリング検査実施時の販売計画提出の指導
- ③ モニタリング検査以外の行政検査の実施
- ④ 検査命令の実施
- ⑤ 包括的輸入禁止措置の検討
- ⑥ 海外からの問題発生情報等に基づく緊急対応

29

平成29年度輸入食品監視指導計画（案）について②

モニタリング検査を実施する場合において、法違反が判明した場合に速やかに当該食品の遡り調査及び回収措置等が可能となるよう、輸入及び販売状況の記録を提出するよう指導する。

販売計画

- ❖ 届出受付番号及び品名
- ❖ 出荷又は販売予定先の名称及び所在地
- ❖ 出荷又は販売予定年月日（モニタリング検査結果が判明次第流通させる場合はその旨）
- ❖ 出荷又は販売予定先毎の出荷予定量又は販売予定量
- ❖ 出荷又は販売予定先に係る保管及び運搬予定業者名

30

平成29年度輸入食品監視指導計画（案）について③

モニタリング検査計画数 約97,500件（前年比1,500件増）

検査項目	29年度計画件数（案）
残留農薬	26,500
成分規格（大腸菌群等）	14,670
添加物	13,570
抗菌性物質等	12,800
病原微生物（サルモネラ等）	12,650
カビ毒（アフラトキシン等）	5,970
遺伝子組換え	700
放射線照射	640
検査強化品目（SRM除去確認含む）	10,000
合計	97,500

モニタリング検査の件数は、

- ① 統計学的手法に基づき、特定の食品群に1%以上の違反食品が含まれている場合、一定の信頼度（95%）で、1件以上の違反を発見することができる検査件数（299件）を基本としつつ、
- ② さらに、輸入件数、輸入重量、過去の違反率、違反内容の危害度を勘案し、171の食品群ごと、残留農薬等の検査項目ごとに、設定している。

31

平成29年度輸入食品監視指導計画（案）について④

輸出国における安全対策の推進

- ① 我が国の食品衛生規制の周知
- ② 二国間協議、現地調査等の実施
 - ・ 経済連携協定締結国の食品衛生に係る情報収集
 - ・ BSEの問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保
 - ・ 輸出国におけるHACCP導入状況の調査
- ③ 輸出国における監視体制の強化に資する技術協力等の実施
- ④ HACCPによる衛生管理の推進等
 - ・ HACCPによる衛生管理について、導入状況を確認するとともに、普及を図り、輸出国における安全対策を推進

32

平成29年度輸入食品監視指導計画（案）について⑤

1. 厚生労働省のホームページにおける情報提供

- 輸入手続、監視指導計画及び結果、統計情報、命令検査やモニタリング検査の実施通知、監視指導に関する通知等、違反事例、輸出国対策、FAQ等を掲載し、随時更新。また、検疫所相談窓口、登録検査機関、外国公的検査機関などの一覧も掲載。

日本語 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

英語 <http://www.mhlw.go.jp/english/topics/importedfoods/>

- 食品添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品等の各種対策の概要、通知Q&Aなどを掲載。

日本語 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html

英語 <http://www.mhlw.go.jp/english/policy/health-medical/food/index.html>



2. 意見交換会、説明会等

- 消費者、事業者等との意見交換会

毎年、消費者、食品関係事業者、関係団体、行政担当官等を対象に、意見交換会を開催。

- パブリックコメントの実施

毎年、輸入食品監視指導計画（案）について、広く国民の皆様の意見・情報を募集。

- 講演会等への講師派遣

地方自治体及び団体が主催する講演会等にも担当者を派遣。

3. パンフレット等の作成

食品安全の取組に関するパンフレット、ポスターや動画を作成（日・英）



33

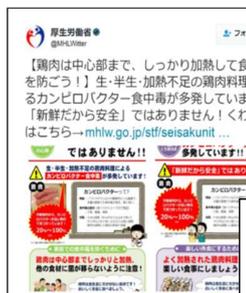
厚生労働省公式「食品安全情報Twitter」開始のお知らせ



厚生労働省の食品衛生行政に関連する情報を積極的に発信します

- ◆ 食中毒の注意喚起
- ◆ 意見交換会開催のお知らせ
- ◆ 食品衛生月間の案内
- ◆ プレス情報
- ◆ 新作パンフレット・リーフレットのお知らせ

肉フェスで大規模食中毒発生



冷凍メンチカツによるO157食中毒→



←毒キノコに要注意



↑食べると危険！有毒有害植物

【主な食中毒の注意喚起ツイート】

季節に応じた食中毒の予防啓発情報を発信。

- 4～6月：有毒植物の誤食による食中毒
- 7～9月：細菌性食中毒(カンピロバクター等)
- 9～10月：毒キノコによる食中毒
- 11～3月：ノロウイルス食中毒

平成29年1月5日開始

→https://twitter.com/Shokuhin_ANZEN

34

参考資料

35

■ 主な食品衛生関係法規

- ❖ 食品安全基本法（平成15年法律第48号）
- ❖ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
 - ◆ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
 - ◆ 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）
- ❖ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（乳等省令）（昭和26年厚生省令第52号）
- ❖ と畜場法（昭和28年法律第114号）
- ❖ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）
- ❖ 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）
- ❖ 既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）
- ❖ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）
 - ◆ 食品一般の成分規格、製造・加工・調理・保存基準
 - ◆ 個別食品の規格基準
 - ◆ 添加物の成分規格・保存・製造・使用基準
 - ◆ 器具・容器包装・おもちゃ・洗剤の製造・使用基準

36

■ 食品安全基本法

❖ 第4条 食品供給行程における適切な措置

食品の安全確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない。

❖ 第6条 国の責務

国は、前3条に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

❖ 第7条 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

❖ 第8条 食品関連事業者の責務

食品の・・・、輸入、・・・を行う事業者は基本的理念にのっとり、自らが食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じる責務を有する。

37

■ 食品衛生法（国、都道府県等、食品等事業者の責務）

❖ 第2条 国及び都道府県等の責務

- ① 国、都道府県、地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。
- ② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- ③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

❖ 第3条 食品等事業者の責務

食品等事業者は、その・・・、輸入し、・・・又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

38

■ 食品衛生法（輸入食品監視指導計画）

❖ 第23条 輸入食品監視指導計画

- ① 厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとする。
- ② 輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
 - 二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
 - 三 その他監視指導の実施のために必要な事項
- ③ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- ④ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。

39

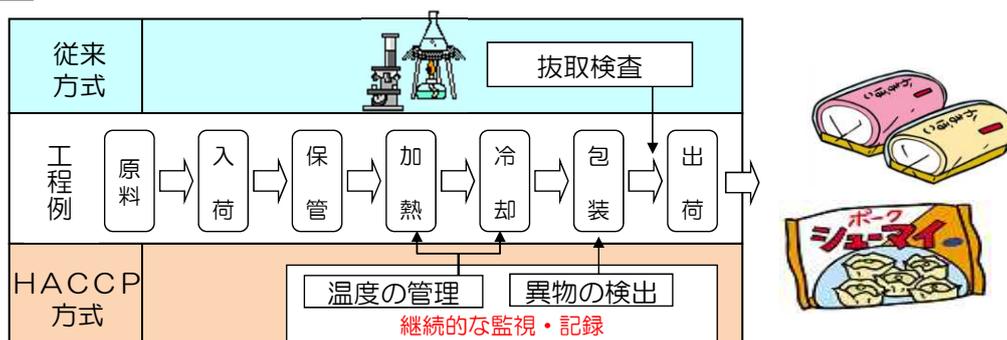
HACCP（ハサップ）とは

食品原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、

- ① 微生物、化学物質、金属の混入などの潜在的な危害要因を分析・予測（Hazard Analysis）した上で、
- ② 危害の発生防止につながる特に重要な管理点（Critical Control Point）を継続的に、監視・記録する

工程管理のシステム。

これまでの抜取検査に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能となるとともに、原因の追及を容易にすることが可能。



*FAO/WHO合同食品規格委員会（コーデックス委員会）により、HACCP適用のガイドラインが示されている。

40

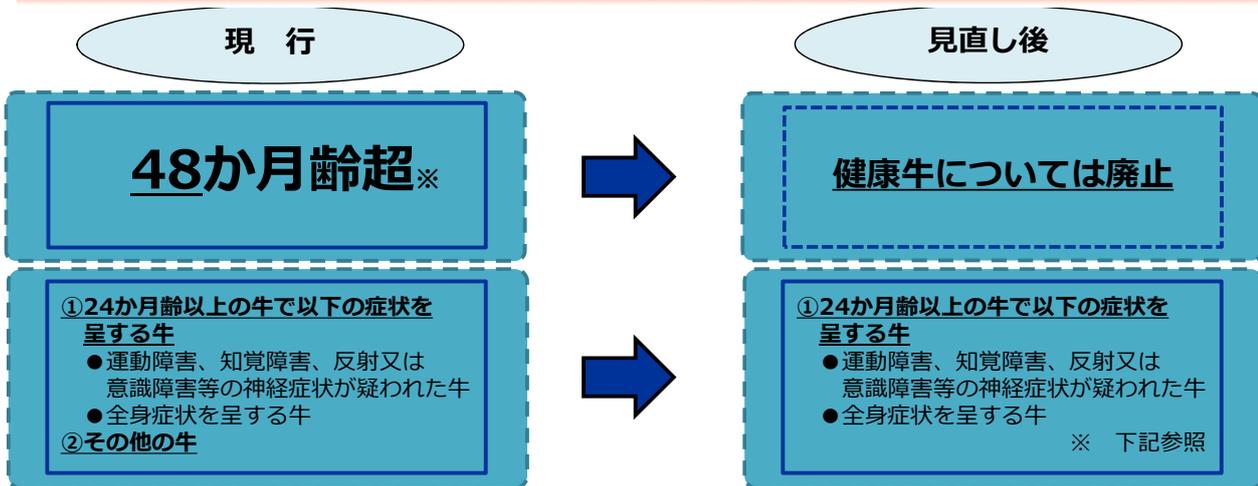
世界のBSE発生件数の推移



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	7	1	190,670
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	4	1	5,980
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(2)	(3)	(0)	(1)	(1,027)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(88)
(アイルランド)	(18)	(246)	(333)	(183)	(126)	(69)	(41)	(25)	(23)	(9)	(2)	(3)	(3)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1,656)
(ポランド)	(0)	(0)	(4)	(5)	(11)	(19)	(10)	(9)	(5)	(4)	(2)	(1)	(3)	(1)	(0)	(-)	(-)	(74)
(スウェーデン)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)	(1)
(ノルウェー)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)
(デンマーク)	(1) ^{注3}	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(16)
(イタリア)	(0)	(48)	(38) ^{注4}	(29)	(7)	(8)	(7)	(2)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(144)
(スイス)	(15)	(42)	(24)	(21)	(3)	(3)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(467)
(ベルギー)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2		184,627
米国	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	-		3
カナダ	0	0	0	2 ^{注1}	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1		21 ^{注2}
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	-		36
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0		2

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。 (注2) 輸入牛において確認されたもの。 (注3) 輸入牛において確認されたもの。 (注4) うち2頭は輸入牛による発生
 (注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。

最近のBSEに関する動き ~国内の検査対象月齢見直し~



※食品安全委員会より、症状牛のうち、**全身症状を呈する牛について、自治体に対しその内容を適切に周知すること**について意見があったことを踏まえ、症状牛についてBSE検査するための手順を以下のとおりとする。

BSEスクリーニング検査は、生後24か月齢以上の牛のうち、生体検査において、原因不明の運動障害、知覚障害、反射異常、意識障害等の何らかの神経症状又は全身症状(事故による骨折、関節炎、熱射病等による起立不能等症状の原因が明らかでない牛は除く。)を示す牛についてと畜検査員が疾病鑑別の観点から必要と判断する場合につき実施する。

症状の原因の探索にあつては、出荷元農場における当該牛の病歴を診断書等により確認する。

なお、農林水産省の牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針においては、異常牛の臨床症状(特定臨床症状)について、以下のとおり示されているので診断の参考とする。

- 治療に反応せず、次のいずれかの行動を伴う進行性の変化
 - a 興奮しやすい
 - b 音、光、接触等に対する過敏な反応
 - c 群内序列の変化
 - d 搾乳時の持続的な蹴り
 - e 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
 - f 扉、柵等障害物におけるためらい等
- 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状

BSE発生国への対応(輸入の動き)

国名	OIE ステータス	H17 年度	~	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27年度	H28年度
米国	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H17年12月12日~)	
カナダ	管理された リスク						一定条件下で輸入再開 (H17年12月12日~)	
フランス	管理された リスク						一定条件下で輸入再開 (H25年2月1日~)	
オランダ	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H25年2月1日~)	
アイルランド	管理された リスク						一定条件下で輸入再開 (H25年12月1日~)	
ポーランド	管理された リスク						一定条件下で輸入再開 (H26年8月1日~)	
ブラジル	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H27年12月21日~)	
ノルウェー	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H28年2月2日~)	
デンマーク	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H28年2月2日~)	
スウェーデン	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H28年2月26日~)	
イタリア	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H28年5月2日~)	
スイス	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H28年7月5日~)	
リヒテンシュ タイン	無視できる リスク						一定条件下で輸入再開 (H28年7月5日~)	
オーストリア	無視できる リスク							輸入条件協議中 (H29年1/10 答申)

一定条件: SRM除去及び30か月齢以下であること(→)等
 (アメリカ及びカナダはH25年1月まで20か月齢以下(→)、オランダはH27年6月まで12か月齢以下(→)、ブラジルは48か月齢以下(→))

厚生労働省 食品安全情報

健康・医療 食品

重要なお知らせ | 施策情報 | 関連審議会・検討会等 | 政策分野関連情報

食品の安全性確保を通じた国民の健康のために

食中毒の防止に万全を期すとともに、食品中の農薬残留基準などの各種基準の策定に取り組みなど、私たちが毎日、口にする食品の安全性を確保するための施策を行っています。 [ENGLISH](#)

←食品の安全性確保のための取組を簡単に紹介しているパンフレットは [こちら](#)

食品中の放射性物質への対応 | BSE対策の再評価 | ノロウイルスによる食中毒に注意しましょう

緊急情報

- 食品衛生法に違反する食品の回収情報
- 農薬(マラチオン)を検出した冷凍食品の自主回収について

- ◆ 報道発表資料
- ◆ パブリックコメント
- ◆ 食品の安全に関するQ&A
- ◆ 食品関係用語集
- ◆ パンフレット
- ◆ 消費者向け情報
- ◆ 事業者向け情報
- ◆ 医師・医療機関向け情報
- ◆ 子供向け情報
- ◆ 審議会・検討会
- ◆ コーデックス委員会
- ◆ 分野別施策
 - 輸入食品
 - 食品添加物
 - 食中毒
 - 残留農薬等
 - 遺伝子組換え食品
 - 健康食品
 - 器具・容器包装・おもちゃ
 - HACCP
 - BSE
 - 汚染物質
 - その他